

八王子市生活排水処理基本計画(素案)について

1 報告趣旨

八王子市生活排水処理基本計画(計画期間 令和6~15年度(2024~2033年度))について、河川水質の更なる向上、汚水の適正処理など市内の河川が市民にとって安らぎと潤いを感じる憩いの場となることを目指し、水循環に関する本市の方向性を定めるとともに各種施策の推進を図るため、計画を改定する。ここで素案をまとめたことから、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 計画(素案)の内容

ア 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理計画の一環として市域の生活排水を適正に処理するための基本的事項を定めるとともに、上位計画である「八王子未来デザイン2040」や「八王子市水循環計画」に掲げる方針に基づき、事業を推進していくことで、更なる水質の向上を目指すものである。

イ 基本方針

市内の河川が市民にとって安らぎと潤いを感じる憩いの場となることを目指し、河川の水質の更なる向上のための「きれいな水を川に戻す」、「適切かつ効率的なし尿収集・処理体制を確立する」施策を定める。

(2) 主な改定内容

ア 計画目標

- ・ 下水道の水洗化率を令和 15 年度（2033 年度）に 99.3%とする。
- ・ 市設置型浄化槽の設置率を令和 15 年度（2033 年度）に 57.9%とする。

イ 「きれいな水を川に戻す」ための基本施策

「公共下水道への接続促進」、「市設置型浄化槽の設置促進」、「個人設置浄化槽維持管理の徹底」、「市民への啓発活動と情報提供の充実」を継続的に推進する。

ウ 「適切かつ効率的なし尿収集・処理体制を確立する」ための基本施策

老朽化したし尿処理施設の広域化も視野に入れ、土地活用の状況及び北野地区内の移転も含めて検討していく。移転の際は、次世代型設備の設置を進めていく。

(3) 計画素案及び概要版

別紙「八王子市生活排水処理基本計画素案」及び「八王子市生活排水処理基本計画素案概要版」のとおり

(4) パブリックコメントの実施

ア 期 間 令和 5 年(2023年) 12月15日（金）～令和 6 年(2024年) 1月15日（月）

イ 周知方法 広報はちおうじ12月15日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所 水再生施設課、市政資料室、市民部各事務所、各図書館、各市民センター、市ホームページ

エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、水再生施設課窓口への提出

(5) 今後のスケジュール

令和 6 年（2024 年）1 月～2 月 パブリックコメント結果等を踏まえ、検討会で審議

令和 6 年（2024 年）3 月 計画公表